別紙１

令和２年度（２０２０年度）いきいきふるさと推進事業助成金の指針

１　重点支援事業（理事長特認事業）関係

いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条４で規定する、当協会理事長が特に認める事業（以下「理事長特認事業」という。）のうち、市町村による地方創生等の先駆的な事業（以下「地方創生関連事業」という。）について、重点的に支援を行う必要があると認める事業（以下「重点支援事業」という。）として助成します。重点支援の対象となった事業は、事業内容を単年度ごとに審査の上で、助成期間を最長５年（５回）まで延長することを可能とします。

⑴　重点支援事業の助成額について

重点支援事業の対象となる小規模事業は、助成金額の上限を 200 万円（助成対象経費 400 万円以上の場合）に引き上げます。複数の市町村で実行委員会等を組織して実施する広域事業は、助成金額の上限を 500 万円（助成対象経費 1,000 万円以上の場合）とします。

ア　重点支援事業（地方創生関連事業）の取扱いについて

㈠　事業区分　　広域事業及び小規模事業

㈡　申請区分　　新規及び継続事業　※継続事業は前年度までに重点支援事業として採択した事業が対象

㈢　助成金額の上限　　小規模事業：２００万円　広域事業：５００万円

㈣　助成期間の上限　　５年（５回）　※前年度までに重点支援事業として採択した事業が対象

⑵　地方創生関連事業について

地方創生及び人口減少対策等、地域における特定政策課題の解決に資するものと認められる事業に理事長特認事業の取扱いを適用し、重点支援事業として優先的に採択し、助成金額の上限を引上げるほか、４年目（４回目）以降は、助成期間延長の対象とします。

ア　重点支援事業（地方創生関連事業）の対象とする事業

㈠　市町村が策定した「地方版総合戦略」で重点施策として位置付けている地方創生関連のソフト事業のうち、全道的な視野に立ち、他地域のモデルとなる先駆性を有する事業

㈡　北海道が実施する「地域政策コラボ事業」の対象事業のうち、交付要綱等に適合する事業

イ　重点支援事業（地方創生関連事業）の対象にならない事業

㈠　前年度までに一般事業として、既に３回の助成を受けた事業

㈡　交付要綱等で規定する「記念事業」として実施するイベント等の事業

㈢　助成金額の引上げを要しない小規模又は広域事業　※一般事業として申請してください。

ウ　重点支援事業に係る申請方法等

㈠　申請件数

重点支援事業の申請は、小規模事業は１市町村１件までとします。事業内容等を相対的に審査し、評価の高い事業から採択を決定します。

㈡　申請事業の採否について

交付要綱等で規定する助成の要件に合致しない事業は不採択とし、重点支援事業に該当しないと判断される事業は、助成額を減じ、一般事業として予算の範囲内で採択します。

２　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の取扱いについて

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の取扱いを次のとおりとします。

⑴　聖火リレー関連事業

市町村が自ら企画・運営する事業ではなく、交付要綱等で規定する「地域活性化を図るための特色ある事業」とは認められないため、助成対象外事業として取扱います。

⑵　ホストタウン関連事業

市町村が実施するソフト事業に対して、国による地方財政措置（特別交付税措置）があり、当協会として独自の支援を行う優先度は低いと判断されるため、助成対象外事業として取扱います。

⑶　市町村が独自に開催する事業

上記⑴及び⑵とは別に、オリンピック・パラリンピックの開催に関連して、市町村が独自にイベント等事業を実施する場合は、一般事業として予算の範囲内において採択します。

なお、相当の長期にわたり実施しており、交付要綱等で規定する記念事業には該当しないイベント等の事業に「東京 2020 オリンピック開催記念」等の冠を付しただけでは、助成対象になりません。
（例：「東京 2020 オリンピック開催記念　第 38 回〇〇町観光まつり」等の、いわゆる冠事業）

３　北海道日本ハムファイターズ関連事業について

市町村や市町村が人的・財政的に主体的な関与を有する実行委員会等が実施する「北海道 179 市町村応援大使事業」及び「まちづくり連携協定事業」「パートナー協定事業」（以下「北海道日本ハムファイターズ関連事業」という。）の取扱いを次のとおりとします。

⑴　北海道 179 市町村応援大使事業
事業が全ての市町村を一巡する令和４年度（2022 年度）以降は、助成対象外事業とします。

⑵　まちづくり連携協定事業・パートナー協定事業等
助成期間（回数）は、市町村応援大使事業を含め、１市町村３年（3回）までとします。

⑶　共通事項
北海道日本ハムファイターズ関連事業については、地域におけるスポーツ振興及び市町村の知名度向上等を目的とする事業を助成対象としますが、以下の事業内容に要する経費については、助成対象外経費として取扱います。

ア　公共施設や他のイベント会場等で、グッズ等を不特定多数に配布　⇒　対象外
イ　保育所・幼稚園及び小中学校等で、児童生徒等にグッズ等を配布　⇒　対象外
ウ　選手及び球団関係者等との会食費及び会食に伴う会場使用料等　⇒　対象外
エ　選手及び球団関係者等への土産　⇒　対象外
オ　球団ロゴ等を使用した住民票や戸籍用紙等の作成・使用　⇒　対象外
カ　球団ロゴ等を使用した市町村職員等の名刺・封筒等の事務消耗品　⇒　対象外
キ　グッズ等を「ふるさと納税」の返礼品として使用　⇒　対象外

⑷　後援会の取扱い
各市町村で組織した「北海道日本ハムファイターズ後援会」は、市町村職員等が職務として役員等の主要な役職に就任（人的関与）し、市町村が負担金や補助金等を支出（財政的関与）して事業を実施する場合においても、特定のプロスポーツチームの活動を支援するという団体の性格上、交付要綱等で規定する「実行委員会等」には該当しないものとします。

４　森林環境譲与税基金の取扱い

森林環境譲与税を財源に市町村の条例に基づき積み立てた基金について、交付要綱等に合致するソフト事業の財源に充当する場合は、一般財源（助成対象経費）に算入することを可能とし、人材育成や地場産材の利活用促進等に関するソフト事業（イベント・研修等事業）は助成対象事業とします。

５　観光協会の取扱い

観光協会等（任意団体のみ。法人格を有する団体は対象外。DMO等を含む。）は、交付要綱で規定する「事業の実施を目的として市町村と民間が組織する団体」に該当しません。しかし、地域で伝統的に開催されるイベント等事業の歴史的背景や、市町村における事業の実施体制等を考慮し、交付要綱で規定する「記念事業」に該当するイベント事業に限り採択の対象とします。

ただし、他の実行委員会方式により実施する事業と同様、市町村の主体的関与を有し、助成対象事業に係る経費と観光協会の維持運営経費や他事業費が明確に区分できることを要件とします。

なお、新規に実施するイベントを含む各種ソフト事業については、市町村が主体的に関与する実行委員会方式で事業を実施する場合のみ助成の対象とし、市町村が観光協会等に補助金等を支出して実施する事業は助成対象になりません。

６　体育協会・文化協会等の社会教育関係団体の取扱い

体育協会や文化協会、各種サークル等の「社会教育関係団体」は、社会教育法第 10 条の「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と

の規定に基づき、市町村が主体的に関与し得ないため、交付要綱等で定める実行委員会等には該当しないものとして取扱います。

7　ふるさと寄附金（ふるさと納税）に関連する事業の取扱い

ふるさと寄付金（以下「ふるさと納税」という。」に関連する事業は助成対象外とします。ふるさと納税は、地方税法で規定された制度であり、自主財源の確保を目的として、返礼品の贈呈や寄付者の招待等、多数の市町村において同様の取組が行われている現状から、交付要綱で規定する「地域の活性化を図るための特色のある事業」とは認められません。このため、返礼品の贈呈等の事業は、各市町村が当該寄付金の範囲内で行うべきと判断し、次の(ｱ)から(ｳ)に該当する事業は不採択とします。また、ソフト事業の一部において同様の支出が生じる場合についても、助成対象外経費として取扱います。

(ｱ)　寄付者への返礼（返礼品贈呈、旅行等への招待や旅費の負担、サービスの提供等）
(ｲ)　寄付や返礼に係る広報宣伝等（各種媒体による広告宣伝、各種ＰＲ活動等）
(ｳ)　広報宣伝等に係る資材の整備（ポスター、パンフレット、看板、ＰＲグッズ等）

8　市町村が実施する各種記念事業の取扱い

市町村が一般的に取り組んでいる事業であり、記念式典。セレモニー及び功労表彰等の事業は助成対象外とします。なお、市町村制施行等を記念して事業に関する助成申請は、１市町村１事業のみとします。

令和２年度（２０２０年度）の申請事業区分及び助成金額・助成期間等の取扱いについて

区分				助成金額（万円）		助成期間		採択方針	対象事業
				下限	上限	通常	上限		
理事長特認事業	重点支援事業	地方創生関連事業	広域事業	100	500	3年	5年	優先採択 各総合振興局・振興局管内で１事業程度	①地方創生関連事業のうち、全道的な視野に立ち、他地域のモデル事業となり得る先駆性を有する事業 ②北海道が実施する「地域政策コラボ事業」の対象事業のうち、交付要綱等に適合する事業
			小規模事業	50	200	3年	5年	優先採択 各総合振興局・振興局管内で１事業程度	
	その他特認事業		広域事業	100	500	3年	5年	予算の範囲内で採択	重点支援事業の①及び②以外の申請事業で、道内他地域のモデルとなり得る広域事業であり、①助成金額の増額又は助成期間の延長を受けようとする広域事業②記念事業として実施する広域事業のうち、特別の事情により助成金額を増額することが必要と認められる事業
			小規模事業	対象外					
一般事業			広域事業	50	300	3年		予算の範囲内で採択	①交付要綱等で規定する「記念事業」は単年度のみ助成 ②複数の市町村が実施する各種記念事業は単年度のみ助成
			小規模事業	50	100	3年		予算の範囲内で採択	①交付要綱等で規定する「記念事業」は単年度のみ助成 ②市町村が実施する各種記念事業は単年度のみ助成